電話自動音声等機器５年リース及び保守業務　仕様書（案）

１．件　名

電話自動音声等機器５年リース及び保守業務

２．リース期間（予定）

令和９年１月４日から令和 14 年１月３日（５年間）

※機器の設置、調整、試運転が完了し、引き渡しが完了した日を起算日とする。

３．設置場所及び数量

(1)　設置場所：久米島町役場

(2)　導入機器：電話自動音声機器（光回線用/16ch）　１台

※主装置、電話機、電話回線は既存のものを使用すること。

４．機器の仕様要件

(1)　基本機能

・録音告知・・・通話前に録音を告知し、アナウンス内容が変更可能であること。

・自動録音・・・通話履歴の可視化が可能であること。

・迷惑電話フィルタ・・・迷惑営業や不要 FAX を自動ブロックできること。

・スケジュール管理・・・日時曜日単位で自動切換が可能であること。

・IVR 自動音声振分・・・自動音声アナウンスで振分が可能であること。

(2)　オンプレミス要件

・既存電話交換機（NX2-L）及び回線環境（光回線）と適切に接続でき、安定して動作すること。

・外部からの不正アクセスを防ぐ為、適切なセキュリティ対策が講じられていること。

(3)　操作性

・職員が容易に通話履歴、スケジュール、IVR 設定変更が可能であること。

５．業務範囲

(1)　導入・設置作業

・機器の搬入、既存電話回線・主装置への接続設定、動作確認試験を行うこと。

・設置に伴う関係機関や通信事業者との調整を適切に行うこと。

(2)　操作説明

・機器の引渡し時に、職員を対象とした操作説明（又はマニュアル交付）を実施すること。

・IVR 振分に係る導入自治体の参考事例の共有や助言を行うこと。

(3)　保守・サポート業務

・リース期間中、機器の故障及び不具合等に対する保守サポートを提供すること。

・障害発生時の連絡体制を確保し、迅速な復旧対応を行うこと。

・ソフトウェアのアップデートやセキュリティパッチの適用など、常に正常な状態で利用できるよう必要な措置を講じること。

６．納品及び検査

・受注者は、指定された期日までに機器の設置及び調整を完了させ、発注者に引き渡すこと。
・発注者は、引き渡し完了後、本仕様書に適合しているかを確認するための検査を実施する。

７．費用負担

・リース料には、機器の本体費用、初期設定費用、５年間の保守サポート費用及び期間中のライセンス費用等、本業務を遂行するために必要な一切の費用を含むものとする。
・リース期間中の通常の消耗品交換や、天災・不可抗力を除く故障修理費用は、原則としてリース料（保守費）に含めること。

８．特記事項

(1)　秘密保持

・受注者は、本業務の履行に関して知り得た個人情報及び秘密情報を、第三者に漏洩してはならない。リース期間終了後も同様とする。

(2)　疑義の決定

・本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

９．お問い合わせ

〒901-3193　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町総務課　行政班（儀間）
電話：098-985-7121　ファックス：098-985-7080
Ｅメール：soumu@town.kumejima.lg.jp